

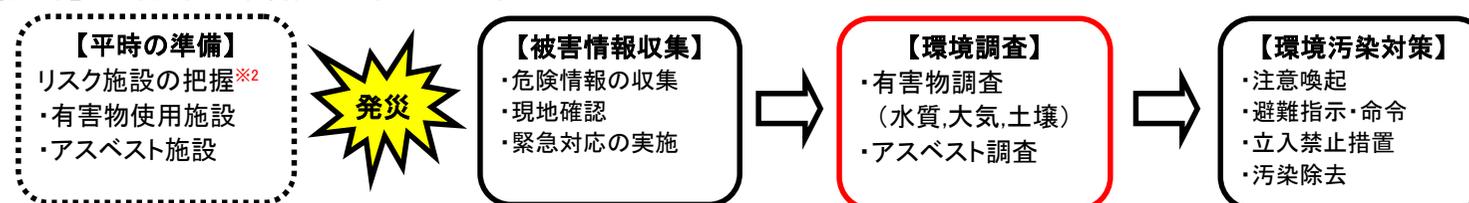
新潟県環境検査協会との「災害等の発生時における環境調査に関する協定」締結について

1. 背景

- 近年大規模な自然災害が多発する中、有害物質による環境汚染事案※1が発生
- 災害による行政の検査機関の機能喪失や、増大が見込まれる環境調査業務への対応が課題
- 上記課題への対応策として自治体間の広域連携や自治体と民間検査機関との連携が活発化

※1 建築物の倒壊によるアスベストの飛散、メッキ工場水没による青酸化合物の流出など

【参考】災害時の環境調査対応の基本スキーム



※2 有害物質使用工場等（151施設）、PRTR届出施設（251施設）、吹付アスベスト使用施設（500施設以上）



2. 協定締結の目的

- 災害等の発生時において必要とされる環境調査能力の確保

3. 協定内容

(1) 支援体制の構築

①支援担当会員の抽出

- ・市の調査計画書に基づき支援可能な会員を抽出して市に報告する

②支援業務の優先対応

- ・支援要請を受けた支援担当会員は市の支援業務を優先的に実施する

(2) 環境調査の支援

①サンプリング・検査・報告

- ・市の調査計画書に基づき検体の採取及び検査を実施し結果を市に報告する

②現場状況の確認・報告

- ・検体採取現場の状況を確認・記録し市に報告する